

## 高等職業訓練促進給付金等事業

※原則1回限りです。

### 【事業内容】

高等職業訓練促進給付金等事業とは、ひとり親家庭の方の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合、一定の条件を満たす方に生活費を支給する制度です。また、修業期間修了後、修了支援給付金を支給する制度もあります。

### 【支給の対象となる方】

次の要件を全て満たす、母子家庭の母及び父子家庭の父です。

- (1) 市内に住所を有していること
- (2) 児童扶養手当を受給しているか、又は同様の所得水準であること  
(児童扶養手当の所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とします。)
- (3) 6月以上の養成機関において、対象資格の取得が見込まれること
- (4) 資格取得のための修業と就労又は育児の両立が困難であること
- (5) 求職者支援制度における職業訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
- (6) 事前相談で必要性が認められた者
- (7) 過去にこの給付金を受けていないこと
- (8) 父子家庭の父の場合は、平成25年4月1日以降に修業を開始した者

### 【対象資格】

・看護師(准看護師含む) ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・美容師

・保育士 ・シスコシステムズ認定資格 ・LPI 認定資格 ・その他(市長が適当と認める資格)

※介護福祉士、保育士をお考えの方はハローワークの求職者支援制度の活用をご検討下さい。

### 【支給期間・支給金額】

給付金は2種類あり、それぞれの段階に応じて支給します。

	給付金の種類	期間・回数	金額	
①	高等職業訓練促進 給付金 (養成機関に入学後)	上限4年	非課税世帯	100,000円／月
			課税世帯	70,500円／月
②	高等職業訓練修了支援給 付金 (卒業後1ヶ月以内)	1回限り	非課税世帯	50,000円
			課税世帯	25,000円

※①の給付金の最終学年の1年間は、上記の金額に40,000円上乗せされます。

## 【申請の手順】

### ① 事前相談

- ・本給付金の支給を受けるために、入学前に必ず事前相談が必要です。
- ・生活状況や資格取得の意欲、就業による自立の見込み等を聞かせていただきます。また、取得しようとする資格が、就職に有利になる資格であるかどうか等、対象資格に該当するかについても確認させていただきます。
- ・対象資格の取得が見込まれることが前提となりますので、相談の結果、給付金の申請をお断りすることもあります。
- ・養成機関の入学試験に合格されている方は、合格通知と入学案内等を持参してください。

### ② 修業前

- ・事前相談にて給付金の申請が可能と認められた方については、修業前に申請案内を送付させていただきます。

### ③ 高等職業訓練促進給付金の支給申請及び支給決定

- ・給付金の支給申請は、養成機関入学後の申請となります。
- ・申請に必要な書類を揃えて、「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」を提出ください。
- ・支給申請に必要な書類については、以下のとおりです。  
戸籍謄本(母又は父及び児童)、児童扶養手当証書の写し、在学証明書(養成機関発行のもの)、同意書(課税状況を市で確認させていただくために必要です)、高等職業訓練促進給付金申請時状況確認書(申請時に記入いただきます)、振込希望口座の通帳又はキャッシュカード(申請者名義のもの)、マイナンバーが記載されたもの
- ・支給申請書の受理後、市で審査を行い、支給の可否を決定し、「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」又は「高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書」を送付します。

### ④ 高等職業訓練促進給付金の支給決定後

- ・支給決定後は、毎月10日までに在学証明書を提出いただきます。
- ・提出月分の給付金を、翌月第3水曜日に振込みます。
- ・養成機関の学年が変わったタイミング、課税状況の見直しのタイミング(8月)で、再度状況を確認させていただき、支給の可否を決定させていただきます。
- ・その他、市から状況確認をさせていただくこともあります。ご協力お願いいいたします。

### ⑤ 養成機関での修了(卒業)後、高等職業訓練修了支援給付金の支給申請及び支給決定

- ・養成機関での修了(卒業)後、1ヶ月以内に、必要な書類を揃えて、「高等職業訓練修了支援給付金支給申請書」を提出ください。
- ・支給申請に必要な書類については、以下のとおりです。  
戸籍謄本(母又は父及び児童)(当初申請時と変わりなければ必要ありません)、児童扶養手当証書、修了証明書(卒業証書)(養成機関発行のもの)、振込希望口座の通帳又はキャッシュカード(申請者名義のもの)、マイナンバーが記載されたもの
- ・申請時に、資格の取得見込、就職予定等状況を確認させていただきます。
- ・支給申請書の受理後、市で審査を行い、支給の可否を決定し、「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」又は「高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書」を送付します。
- ・申請の翌月末までに、指定いただいた口座へお振込みを行います。